

中国に駐在している日本人は、週末にゴルフに行く機会が多い。単身赴任ならばなおさらである。しかしゴルフひとつ取ってみてもお国柄が出て興味深い。そこで本稿を通じて中国のゴルフ事情についてご紹介したい。

まず中国大陆には現在400か所弱のゴルフ場があるといわれている。中国人が裕福になるにつれ、ゴルフを趣味とする中国人の数も増加しており、もっと多くのゴルフ場がオープンしても経済的には十分成り立つと思われる。

しかし、中国では、現状、ゴルフ場がこれ以上増える見込みはあまりない。そもそも中国でゴルフ場を造成するためには許認可を取得しなければならないが、2004年以降、農地や水資源の確保を理由にこの許認可は出されていないようである。では2004年以降、中国で新しいゴルフ場がオープンしていないかというところというわけではない。2004年以降オープンしたゴルフ場の横には、ほぼ必ず豪華な邸宅がたくさん建設されている。これらの多くは別荘地であり、ゴルフ場は別荘地に備え付けられた庭園として、中にはゴルフ場としての許認可がないものもある。すなわちそこでのゴルフは、別荘地の庭でプレーさせてもらっているという建付けであり、これはまさに中国の「上に政策あれば下に対策あり」の典型例であろう。

しかし2016年ころ100か所以上のゴルフ場が、水質汚染や環境破壊を理由に閉鎖に追い込まれた。上海にも、日本人が多いことで有名な「青浦」というゴルフ場があったが、同時期に閉鎖に追い込まれた。「青浦」は有名な水郷である朱家角の近くにあり、水質の保護が理由であったといわれている。中国でもゴルフ場の会員権を購入するには預託金をゴルフ場に納付する必要があるが、日本において仮にゴルフ場が閉鎖する場合、ゴルフ場に資金があれば預託金が戻り、資金がなければ破産手続や再生手続の中で一定の金額の返還を受けることになることが多いが、「青浦」のケースでは、政府からの指導によって閉鎖に追い込まれたに

もかわらず、預託金は戻らなかったという噂を聞いたことがある。

中国ではゴルフ場の数が減少もしくは横ばい状態にある中、増加するゴルフ人口と相まって、ゴルフのプレーフィーは右肩上がりで見られている。例えば上海でのゴルフのプレーフィーは、休日であれば1200元～2500元（2万4000円～5万円）である。また上海でのプレーはほぼ必ずキャディーがつき、キャディーに対してチップを100元～300元（2000円～6000円）を別途支払うこととなる。チップの金額は一律ではないため、中国人の方が日本人よりもチップの金額が高いとも言われており、中国人の多いゴルフ場に行くと、キャディーが今日は日本人についたとがっかりする表情に出くわすこともあり、複雑な気持ちになる。

冒頭で述べたように、中国では週末にゴルフをする駐在員が非常に多いが、これは週末の息抜きはもちろんのこと、良い社交の場でもあるからである。日本人駐在員と話すると、ほぼ必ずゴルフをするかどうか聞かれると言ってよい。そのため中国でゴルフをするようになったという駐在員も多く、またコロナで帰国できないためゴルフを真剣に練習するようになったという駐在員もいた。

上海では様々なゴルフコンペが企画され、出身の都道府県、卒業した日本の大学、日本料理屋といった団体ごとにゴルフコンペをしたりする機会が多い。その中でも最大のゴルフコンペは、毎年6月に行われる上海全国大学対抗ゴルフである。これは日本の卒業大学ごとにチームになって参加するものであるが、合計500人以上が参加する世界最大の日本人主催のコンペともいわれている。3日間に分けて実施され、最終日にはホテルの宴会場を借り切って発表を行う。上海に以前駐在されていたながら日本に戻った人の中には、これに参加するためだけに、日本から上海にやってくるという猛者もいる。

以上のとおり、中国、特に上海ではゴルフが一つのコミュニケーションツールになっていることは確かであり、ゴルフを通じてビジネスや友情に結び付くことも多い。プレーヤーは高くなれども、日本人駐在員がゴルフにはまる理由がそこにあるのだろうと考えている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。